

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定	(丹後広域振興局) 355
○保安林の指定予定の通知	(中丹広域振興局) ♪
○道路の区域変更	(中丹西土木事務所) 356
○道路の供用開始	(山城北土木事務所、中丹西土木事務所) ♪
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	(山城南土木事務所) ♪

公 告	ページ
○土地改良区役員の就退任届	(南丹広域振興局、中丹広域振興局) 357
○土地改良区の定款変更の認可	(南丹広域振興局) 358
○一般競争入札の実施	(水産事務所) ♪
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) 365

公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	♪
------------------	---

告 示

京都府告示第270号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

京丹後市久美浜町金谷小字茶円ケ谷512から514まで、514の1、517、543、543の1、544から548まで、548の1、549から551まで、552の乙、小字トクラ坂521の1、522から537まで、540から542まで、小字西谷10050、10050の1、10051、10051の1、10052、10052の1から10052の3まで、10052の3の1、10053の1、10053の2、10054、10054の1、10054の2、10055、10055の1、10055の2、10055の4から10055の7まで、10056、10056の1、10056の3から10056の5まで、10057の1、10058、10058の1、10059の1、10059の2、10060、10060の1、10060の2、10063、10063の1から10063の3まで、10064、10065、10065の1から10065の6まで、10066の1、10066の2、10067、10067の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字トクラ坂542・小字西谷10054・10054の1・10054の2・10055の2・10055の4（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第271号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町尾藤小字細畑ケ752、755の丙、8030から8035まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字細畑ケ755の丙・8030・8035（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年5月31日から令和6年6月14日まで縦覧に供する。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 但東夜久野線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市夜久野町板生小字西向山8240の2（右）から	前	最小 9.8 m	63.2 m
		最大 14.9	
福知山市夜久野町板生小字栃原1348の1まで	後	最小 11.1	
		最大 24.6	

- 4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年5月31日から令和6年6月14日まで縦覧に供する。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宇治淀線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市宇治式番107の1から 宇治市宇治式番68の42まで	令和6年5月31日

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 但東夜久野線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市夜久野町板生小字今西向山8240の2（右）から 福知山市夜久野町板生小字栃原1348の1まで	令和6年5月31日

- 4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、相楽都市計画下水道事業（平成元年京都府告示第173号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
木津川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
相楽都市計画下水道事業
京都府木津川上流域関連木津川市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年3月17日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成30年京都府告示第663号の事業地に木津川市梅谷荊谷、梅谷中山、梅谷髷谷、梅谷中ノ谷、梅谷南中ノ谷、梅谷寺ノ下、梅谷小谷口及び梅谷地藏谷を加え、梅谷身増地内において事業地を変更する。

公 告

三俣土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員
(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市旭町里垣内38の2	川 勝 金 次
〃 〃 里ノ西1	川 勝 義 治
〃 〃 仲垣内24	川 勝 一 徳
〃 〃 北垣内51の2	蔭 山 浩 裕
〃 〃 西嶋3	人 見 和 敏
〃 〃 岩ヶ谷64	人 見 重 男
〃 〃 宮ノ元10	入 江 敏 博
〃 〃 〃 7	射 場 隆
南丹市八木町北屋賀国府94	中 川 剛
〃 〃 〃 焼石30	村 上 真 吾
〃 〃 青戸大浦11	川 勝 次 雄
〃 〃 〃 〃 10	川 勝 儀 昭

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市旭町里垣内38の1	川 勝 昇
〃 〃 北垣内54	澤 田 純 一
〃 〃 〃 55	蔭 山 高 裕
〃 〃 野田6の1	人 見 千 晴
〃 〃 宮ノ元4	入 江 淳 雄
南丹市八木町北屋賀焼石7	國 府 秀 雄
〃 〃 青戸大浦3の1	川 勝 好 己

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市旭町里垣内38の2	川 勝 金 次
〃 〃 里ノ西1	川 勝 義 治
〃 〃 樋ノ口66	川 勝 均
〃 〃 北垣内57	澤 田 晶 介
〃 〃 西嶋3	人 見 和 敏
〃 〃 岩ヶ谷90の1	田 中 勤
〃 〃 宮ノ元10	入 江 敏 博
〃 〃 〃 4	入 江 淳 雄
南丹市八木町北屋賀国府1の1	村 上 信 夫
〃 〃 〃 焼石29	國 府 郁 男
〃 〃 青戸大浦15	川 勝 芳 憲
〃 〃 〃 〃 10	川 勝 儀 昭

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市旭町里垣内38の1	川 勝 昇
〃 〃 宮林25	佐 藤 利 暉
〃 〃 岩ヶ谷64	人 見 重 男
〃 〃 宮ノ元25	射 場 亨

南丹市八木町北屋賀国府94	中 川 剛
〃 〃 青戸大浦21	杉 田 茂



福知山市堀井口堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀2016	稲 田 義 明
〃 〃 1443	田 中 修 一
〃 〃 966の3	蒲 善 光
綾部市大島町中地21の5	谷 口 勝 敏
福知山市土師新町2丁目57	高 橋 雅 紀
〃 字土師646・647合地	佐 藤 洋 司

(2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字土師569	芦 田 満
〃 字堀1635の2	宮 本 乃 輔

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀2016	稲 田 義 明
〃 〃 1443	田 中 修 一
〃 〃 966の3	蒲 善 光
綾部市大島町中地21の5	谷 口 勝 敏
福知山市土師新町2丁目59	大 島 保 正
〃 字土師692	佐 藤 忠 司

(2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字堀2267	大 西 明
〃 字土師612	芦 田 卓 治



南ヶ端井堰土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（監事）

住 所	氏 名
福知山市字土師612	芦 田 卓 治

2 退任役員（監事）

住 所	氏 名
福知山市土師新町2丁目103	佐 藤 和 幸



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市東本梅町土地改良区の定款の変更を令和6年5月21日認可した。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府漁業巡視艇「らくよう」定期検査（船体）一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和7年2月15日まで

(4) 履行場所

請負業者工場内及び「らくよう」船内

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒626-0052 宮津市宇小田宿野1029の3
京都府水産事務所
電話番号 (0772) 22-3288

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年5月31日（金）から令和6年6月17日（月）までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府水産事務所ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/suiji/>）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付又は郵送を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(3) 現場説明会の日時及び場所

公告日以降、令和6年6月17日（月）まで随時行うが、出航予定があるため、事前に(1)の組織に電話で確認すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 5の(2)で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 過去2年以内に国内総トン数60トン以上の軽合金製船舶の上架整備実績のある者

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期間

2の(2)のアに同じ。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間中、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に2の(1)の場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で5の(2)の提出期間内に2の(1)の場所に必着のこと。

- (5) 添付資料
 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
 イ 府税納税義務者にあっては、府税納税確認書
 ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 エ 営業経歴書及び営業実績調書
 オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具及び備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
 カ 取引使用印鑑図
 キ 4の(1)のエ及びオに該当しないことを証する書類
 ク 入札の権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
 ケ 4の(3)の施工実績調書
- (6) 資料等の提出
 申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。
- (7) 提出書類の作成に用いる言語等
 提出書類は、日本語で作成するものとする。
 なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。
- (8) その他
 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 6 参加資格を有する者の名簿への登載
 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府漁業巡視艇「らくよう」定期検査（船体）に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。
- 7 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。
- 8 参加資格の有効期間
 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日までとする。
- 9 申請書等記載事項の変更
 申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。
 (1) 商号又は名称

- (2) 営業所の名称又は所在地
 (3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名、個人にあっては氏名
- 10 参加資格の承継
 (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4の(1)のア、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。
 ア 個人が死亡したときは、その相続人
 イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
 (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
 (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。
- 11 参加資格の取消し
 (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び4の(1)のアからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
 (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年7月30日（火）午前10時

イ 場所

〒626-0052 宮津市字小田宿野1029の3
京都府水産事務所3階研修室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年7月29日（月）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人として

の入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札決定後、契約を締結するまでに、落札者が指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be required

Periodical inspection of Fishery patrol boat Rakuyou (Hull) 1 set

(2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification

From 9:00 AM to 5:00 PM (except time slot from noon to 1:00 PM) from Friday, May 31, 2024 to Monday, June 17, 2024 (except for Sunday and

Saturday)

- (3) The time, date and place for the opening of tender
10:00 AM on Tuesday, July 30, 2024
Kyoto Prefectural Fisheries Offices
1029-3, Odasyukuno, Miyazu-shi, Kyoto 626-0052,
Japan
- (4) Deadline for tender by mail
Monday, July 29, 2024
- (5) Contact point for the notice
Kyoto Prefectural Fisheries Offices
1029-3, Odasyukuno, Miyazu-shi, Kyoto 626-0052,
Japan
TEL: (0772) 22-3288



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都府漁業巡視艇「らくよう」定期検査（機関一式）
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和7年2月15日まで
- (4) 履行場所
請負業者工場内及び「らくよう」船内

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒626-0052 宮津市字小田宿野1029の3
京都府水産事務所
電話番号 (0772) 22-3288
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和6年5月31日（金）から令和6年6月17日（月）までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府水産事務所ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/suiji/>）からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付又は郵送を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

- (3) 現場説明会の日時及び場所
公告日以降、令和6年6月17日（月）まで随時行うが、出航予定があるため、事前に(1)の組織に電話で確認すること。
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 5の(2)で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 過去2年以内に本船搭載機関である16V2000Mシリーズ（MTU社）の整備実績がある者

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期間

2の(2)のアに同じ。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間中、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に2の(1)の場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で5の(2)の提出期間内に2の(1)の場所に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税確認書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具及び備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 取引使用印鑑届

キ 4の(1)のエ及びオに該当しないことを証する書類

ク 入札の権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ケ 4の(3)の施工実績調書

(6) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(7) 提出書類の作成に用いる言語等

提出書類は、日本語で作成するものとする。

なお、外国貨幣を換算する場合については、出納

官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(8) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府漁業巡視艇「らくよう」定期検査（機関）に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日までとする。

9 申請書等記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名、個人にあっては氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4の(1)のア、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び4の(1)のアからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年7月30日(火)午後2時

イ 場所

〒626-0052 宮津市字小田宿野1029の3
京都府水産事務所3階研修室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年7月29日(月)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会

わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札決定後、契約を締結するまでに、落札者が指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機

関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

16 その他

- (1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

17 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be required
Periodical inspection of Fishery patrol boat Rakuyou (Engine) 1 set
- (2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification
From 9:00 AM to 5:00 PM (except time slot from noon to 1:00 PM) from Friday, May 31, 2024 to Monday, June 17, 2024 (except for Sunday and Saturday)
- (3) The time, date and place for the opening of tender
2:00 PM on Tuesday, July 30, 2024
Kyoto Prefectural Fisheries Offices
1029-3, Odasyukuno, Miyazu-shi, Kyoto 626-0052, Japan
- (4) Deadline for tender by mail
Monday, July 29, 2024
- (5) Contact point for the notice
Kyoto Prefectural Fisheries Offices
1029-3, Odasyukuno, Miyazu-shi, Kyoto 626-0052, Japan
TEL: (0772) 22-3288



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市興戸地蔵谷107の13、107の14の一部、122の一部、123の4の一部、123の5、124、125、125の2、126、127、128の2、128の3の一部、128の4の一部、128の5の一部、128の6、128の7の一部、128の8の一部、128の9
（関連区域）

京田辺市興戸地蔵谷107の2の一部、107の14の一部、108の9、122の一部、123の4の一部、128の3の一部、128の4の一部、128の5の一部、128の8の一部、府有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

京田辺市田辺深田52
株式会社ミライホーム

- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

久世郡久御山町藤和田村西12の2の一部、京都市伏見区淀原目町211

（関連区域）

久世郡久御山町藤和田村西12の1の一部

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久世郡久御山町藤和田馬場崎野33
河原崎 敏陽

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第93号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	新規取得講習	令和6年7月24日（水）から令和6年7月31日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の6日間	25人
	追加取得講習	令和6年7月29日（月）から令和6年7月31日（水）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の3日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和6年6月24日（月）から令和6年6月26日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種類
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和6年6月28日（金）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年7月3日（水）から令和6年7月5日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

- a 3の(1)のアに該当する者
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通
- b 3の(1)のイに該当する者
1級検定の合格証明書の写し 1通
- c 3の(1)のウに該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- d 3の(1)のエに該当する者
旧1級検定の合格証の写し 1通
- e 3の(1)のオに該当する者
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、2号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の

生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 38,000円

イ 追加取得講習 14,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都
経済センター 4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）